



令和5年度 鶴田町移住定住促進交付金について（ご案内）

定住のための住宅（新築・建売・中古）を取得した世帯を対象に、移住定住促進交付金を交付します。

※建売住宅のうち、建築から1年未満（未使用）は新築扱い、1年経過後は中古扱いとなります。

■対象世帯

- ①令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に当町内で住宅を取得して住所を定め、5年以上定住する意思のある世帯
- ②町内に他の住宅を所有していない世帯
- ③合算した住宅の所有権持分が2分の1以上である世帯
- ④町税等の滞納がない世帯
- ⑤暴力団員等でない世帯
- ⑥生活保護を受けていない世帯
- ⑦過去に本交付金と同じ趣旨の補助金等の交付を受けていない世帯



■対象住宅

- ①玄関、台所、便所、浴室、居室を有する自己居住用の建物（延床面積が50㎡以上）
- ②自己居住用部分が延床面積の2分の1以上（かつ50㎡以上）である併用住宅
- ③土地代を除く取得費用が200万円以上の新築住宅または取得費用が100万円以上の中古住宅

※対象とならない住宅

- ①建替え、公共工事に伴う移転補償により取得した住宅
- ②無償譲渡、贈与、相続等により取得した住宅
- ③3親等（曾祖父母、曾孫、叔父叔母、甥姪）内の親族から購入した住宅
- ④別荘など一時的に使用する住宅や賃貸、販売等の営利を目的とする住宅
- ⑤建築基準法等に違反している住宅

■交付金額

区分		金額	
基本額	新築	10万円	
	中古	5万円	
加算額	新築／中古 ※重複不可	五所川原圏域（五所川原市・つがる市・鵜ヶ沢町・深浦町・中泊町）以外からの転入世帯 ※住宅取得日現在、転入3年未満 かつ、転入日直前の3年間で連続2年以上、圏域外の市町村に居住していた世帯。	5万円
		県外からの移住世帯 ※住宅取得日現在、県外に3年以上居住し、県内に移住後3年以内に転入した世帯	10万円
	新築／中古	子育て世帯 ※住宅取得日現在、同居する中学生以下の子どもがいる世帯（出産予定を含む）	子ども・妊婦1人につき 2万円
		町内建築業者利用 ※町内に事業所を有する事業者を利用して新築（建売購入）した場合（元請に限る）	5万円

■交付の例

- 五所川原市から転入して新築した核家族世帯（世帯主、配偶者）
基本額 10万円＋加算なし＝計 10万円
- つがる市から転入して新築した子育て世帯（世帯主、配偶者・妊婦、小学生1人）
基本額 10万円＋子育て加算 4万円（2万円×2人）＝計 14万円
- 弘前市から転入して中古住宅を購入した子育て世帯（世帯主、配偶者、中学生1人、高校生1人）
基本額 5万円＋圏域外転入加算 5万円＋子育て加算 2万円（高校生は対象外）＝計 12万円
- 県外から転入して町内業者を利用して新築した子育て世帯（世帯主、配偶者、中学生1人）
基本額 10万円＋移住加算 10万円＋子育て加算 2万円＋町内業者利用加算 5万円＝計 27万円

【申請等の手続きは、裏面をご覧ください。】

